

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等事業			担当部局庁	職業能力開発局			作成責任者		
事業開始年度	平成9年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	海外協力課			海外協力課長 高橋 秀誠		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号及び第3号			関係する計画、通知等	-					
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①安全衛生等対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアルの作成を行う ②安全衛生アドバイザー及びメンタルヘルスアドバイザーを配置し、実習実施機関・監理団体に対し巡回指導等を行う									
実施方法	委託・請負									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	36	79	68	65	23			
	執行額	36	79	58						
	執行率 (%)	100%	100%	85%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度	
	災害が発生しやすい1年目の技能実習生1号の死傷者千人率が6.48以下	技能実習時における労働災害発生への低減	成果実績	%	6.5	7.6	精査中	-	-	
			目標値	%	6.4	6.5	6.48	-	6.48	
			達成度	%	98	86	精査中	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施	活動実績	件	446	862	811	-			
		当初見込み	件	300	850	780	640			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施	活動実績	件	105	154	145	-			
		当初見込み	件	90	150	140	115			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	③監理団体・実習実施機関に対してのセミナー	活動実績	件	16	14	13	-			
		当初見込み	件	16	12	13	13			
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	単位当たりコスト = X / Y X:「各年度執行額」 Y:「各年の技能実習生の外国人登録者数」	単位当たりコスト	円	237	470	精査中	340			
		計算式	X/Y		35,837,106円/151,482人	78,782,000円/167,641人	精査中	65,498,000円/192,655人		
内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	(目)労働災害防止対策事業委託費	65	23	事業内容の一部縮小に伴うもの。						
	計	65	23							

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	安全・安心な職場づくりを推進すること							
	施策	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること(Ⅲ-2-1)							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図る								
	改革項目	分野:	-	-					
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-
目標値		-	-	-	-	-	-	-	
達成度		%	-	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									
事業所管部局による点検・改善									
国費投入の必要性	項目	評価			評価に関する説明				
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○			技能実習制度は、国が制度の管理・運用をしている国際協力の一つであって、全国で制度が活用され、数多くの技能実習生が受け入れられている。また、技能実習生には日本人と同様に労働関係法令が適用されることから、国自らが責任を持ち、労働関係法令の遵守を徹底させるため、本事業については、国費を投じなければ事業目的が達成できないものである。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			技能実習生には日本人と同様に、労働関係法令が適用されることから、全国斉一的・中立的に技能実習生を対象とする事故・疾病防止対策を推進することが必要である。このため、本事業の実施は、地方自治体、民間等に委ねることは困難である。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○			本事業の実施により、技能実習生の安全衛生面での問題や、言語の相違等によるストレス等のメンタルヘルス上の問題について、専門的な知識を有する者より、直接、実習生や受入れ企業を対象に実地で助言等を行うことができる。よって、当該政策目的を達成するに当たって、優先度の高い事業である。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○			従来は企画競争方式としていたが、平成27年度以降、最低価格方式による競争入札としている。1者応札の改善策として、前年度と比較して公示時期を早めることで、事業開始までの準備期間を確保した。				
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有							
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無							
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-			該当なし				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○			事業実施に当たっては、実地指導とセミナーによる集団指導方式を効果的に組み合わせ、対象とする実習実施機関数等を確保しつつ効率的な事業執行を徹底している。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			該当なし				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			本事業の費目・使途については、その全てのものが技能実習生を対象とする事故・疾病防止対策に係るものであり、費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されている。				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			精査中					
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○			事業の内容が他の手法と同様の効果が見込めかつ経費を削減する手法であることを委託先と協議し、確認した上で、事業を実施している。					

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	精査中		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	個々の企業の状況に合わせた効果的な指導を実施している。また、事業の内容が他の手法と同様の効果が見込めかつ経費を削減する手法であることを委託先と協議し、確認した上で、事業を実施している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	これまでの本事業の実施状況を踏まえ、活動見込みをたてており、活動実績は当該見込みに見合ったものである。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業により技能実習生の事故・疾病防止対策のために作成された資料については、十分に活用をされている。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	「技能実習制度推進事業」については、技能実習生が的確な技能移転が行われるよう受入れ団体・企業に対して、労働関係法令、入管法令の遵守状況等について巡回指導や技能実習生に対して母国語による電話相談、受入れ団体・企業において不正行為認定時等の際には、技能実習生に対して実習継続支援等を行うものであるため、本事業とは重複していない。 「外国人技能実習機構運営費交付金」は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立し、施行されることで実施するものである。		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	厚生労働省 職業能力開発局 海外協力課		外国人技能実習機構運営費交付金			
	厚生労働省 職業能力開発局 海外協力課		技能実習制度推進事業			
点検・改善結果	点検結果	本事業については、国費投入の必要性、事業の効率性、事業の有効性を踏まえ、行政事業として行うことが適当であると判断できる。				
	改善の方向性	技能実習生の労災死傷者千人率が高止まりしている状況を踏まえ、政策目標の実現に向け、継続して実施していく。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立し、施行された暁には、本事業は廃止とし、「外国人技能実習機構に対する交付金」において要求すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立し、施行後は、本事業は廃止とし、「外国人技能実習機構に対する交付金」において要求する。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	649	平成23年度	588	平成24年度	525	
平成25年度	340	平成26年度	351	平成27年度	362	

厚生労働省
(精査中) 百万円



【一般競争入札】

A. (公財) 国際研修協力機構
(精査中) 百万円

実践的な技術、技能等の開発途上国への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「入づくり」に協力することを目的とする技能実習制度の適正かつ円滑な推進のため、技能実習生受け入れ企業・団体に対する指導・支援技能実習生からの相談等を行う。

- ① 安全衛生等対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアルの作成を行う。
- ② 安全衛生アドバイザー及び外国人ストレス対策アドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実施相談を行う。
- ③ 受け入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

